

秋田県告示第154号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第1号に規定する漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項並びに同規則第11条第1項及び第2項の規定による制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めて公示する。

令和8年3月24日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご漁業	べにずわいがに	かご	別記	毎年3月1日から同年12月31日まで	定めなし	150トン未満	1	秋田県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月24日（火）から同月31日（火）まで

3 その他

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日までとする。

別記 北緯41度20分09秒東経137度59分48秒の点、北緯40度30分09秒東経137度59分48秒の点、北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点及び北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点を順次結んだ線以東の海域のうち、水深800メートル以深の秋田県沖合海域。ただし、3月10日から5月31日までの期間にあつては、青森県鱸作埼燈台中心点から270度20海里の点、秋田県入道崎燈台中心点から270度20海里の点、山形県飛島燈台中心点から315度5海里の点及び新潟県粟島燈台中心点から315度10海里の点を順次結んだ線以東の水深800メートル以深の秋田県沖合海域。